

**答 申 書**  
(答申第159号)  
平成25年3月5日

---

**1 審査会の結論**

異議申立人の実母が生前に実施機関に提出したとする身体障害者手帳交付申請書及びそれに記された署名については、異議申立人を本人とする自己に関する個人情報に該当しないとして非開示としたことは、妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**  
(省略)

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から同〇〇月〇〇日までの間に異議申立人の実母が提出した身体障害者手帳交付申請書に記された署名である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立人の実母が提出したとする身体障害者手帳交付申請書（以下「本件申請書」という。）に記された署名（以下「本件個人情報」という。）が、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第14条第1項で定める請求者の自己に関する個人情報と考えられる要件を満たしていないとして個人情報非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件個人情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 条例第14条第1項は、「何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することができる」旨を定めている。「北海道個人情報保護条例の施行について」（平成6年10月31日付け文書第2121号総務部長通達）の同項に関する解釈及び運用において、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示を請求することができる場合とは、次の場合をいうとしている。

(ア) 請求者の自己に関する個人情報でもあり得る場合

a 死者である被相続人から相続した財産（不法行為による損害賠償請求権等を含む。以下同じ。）に関する情報であって、相続人が当該情報の開示を請求する場合

b 近親者固有の慰謝料請求など、死者の死に起因して、相続以外の原因により請求者が取得した権利義務に関する情報であって、当該権利義務を取得した者が当該情報の開示を請求する場合

(イ) 社会通念上、請求者自身の個人情報と同視することができる場合

死亡した未成年者又は成年被後見人に関する情報であって、これらの者の生前における法定代理人が当該情報の開示を請求する場合

イ 実施機関は、条例の具体的運用については、北海道個人情報保護事務取扱要綱（以下「事務取扱要綱」という。）によるものとされており、事務取扱要綱第3の2の(1)において、個人情報の本人等の確認は、開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）が提出し、又は呈示する書類により、開示請求者が個人情報の本人又はその法定代理人であることを確認するものとされており、事務取扱要綱第3の2の(1)のイにおいて、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示請求をすることができる場合の本人であることを確認するための書類について、異議申立人はこれらいずれの書類も提出することができないことから、個人情報の本人等の確認ができないため、条例第14条第1項で定める、自己に関する

る個人情報と考えられる要件を満たしていないとの判断から、非開示とした旨主張する。

ウ 異議申立人は、「請求者の自己に関する個人情報と考えられる要件」について、事務取扱要綱に記載されている要件は、条例の条文中に記されている場合とは本質的に異なり、「自己に関する個人情報と考えられる」事例の単なる例示に過ぎず、事務取扱要綱の中に該当要件が挙げられていないことを根拠に本請求を退けることは甚だしく不当な処分であり、請求が事務取扱要綱に例示されたどの要件をも満たさない場合、これを即却下すべきではなく、別途個別に審査すべきと主張する。

また、事務取扱要綱は当該条例をその趣旨どおりに、かつ迅速に執行するために行政機関が独自に作成した一種の手引書（マニュアル）であり、それ自体に法的拘束力はなく、行政機関は事務取扱要綱に基づいて自らが下した処分の正当性を主張するためには、外部（条例の条文、条例の合理的解釈、社会的慣習、社会的通念等）にその根拠を求めなければならず、事務取扱要綱それ自身の規定を根拠として持ち出すことは妥当ではない旨主張する。

さらに、未確定の相続遺産および権利に関する文書開示の可否を判断する際に依拠すべき規範は事務取扱要綱の規定ではなく、条例の条文、その合理的解釈の他、社会的に定着した慣習や通念などがあり、これに依拠して判断する限り、未確定の相続遺産関連の文書開示請求は「理由あり」と結論すべきと主張する。

エ 死者に関する個人情報の取扱いについては、「死者に関する個人情報を開示請求者自身の個人情報と考えられる場合又は社会通念上、開示請求者自身の個人情報と同視できる場合に限定して認めるのが適当である。」（平成16年6月29日付け北海道個人情報保護審査会答申第14号）ことから、条例第14条第1項で定める「自己に関する個人情報」について、死者に関する情報を自己に関する個人情報として開示を請求することができる場合として、前記3の(3)のアの(ア)及び(イ)は妥当であると解するものであり、以下、これらの該当性について検討する。

本件について検討するに、本件開示請求は、異議申立人の実母が生前に身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。）第15条の規定により、実施機関に提出したとする本件申請書に記された本件個人情報の開示を求めているものであるが、身体障害者手帳交付申請書の様式を見るに、そこには、本籍地、居住地、電話番号、職業、氏名、性別、生年月日などの申請者に係る個人情報が記載されることになっており、これらの個人情報が、異議申立人が主張する自宅不動産、金融遺産などの相続財産に関連する情報であるとは認められず、また、異議申立人が、本件申請書に関連する何らかの相続財産を具体的に主張しているものとも認められない。

このことから本件個人情報及び本件申請書（以下「本件個人情報等」という。）は、死者である被相続人から相続した財産に関する情報とは言えないものであって、前記3の(3)のアの(ア)のaに該当する情報とは認められない。

また、本件個人情報等は、異議申立人が、相続以外の原因により取得した権利義務については主張していないので、前記3の(3)のアの(ア)のbに該当する情報とも認められない。さらに、本件個人情報等は、本件開示請求により、成年の子が亡母の情報を請求したものであることや、亡母が異議申立人の成年被後見人であるとの関係を示すものも確認できないことから、前記3の(3)のアの(イ)に該当する情報とは認められない。

なお、異議申立人は、本件個人情報について、「遺言公正証書の信憑性に疑いがある」、「相続額を確定するため、被相続人の意思を確認する必要がある、そのためには、遺言公正証書の真贋性の決着が必要である」などを理由として、開示の必要性がある旨主張するが、これらの主張をもってしても、本件個人情報が条例第14条第1項に規定する請求者の自己に関する個人情報に該当すると判断することはできず、異議申立人の主張は採用できない。

したがって、本件個人情報等について、条例第14条第1項に規定する異議申立人を本人とする自己に関する個人情報に該当しないとして非開示とした本件処分は、本件個人情報等が異議申立人を本人とする自己に関する個人情報に該当しないと認められるので、妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年9月12日	○ 諮問書の受理（諮問番号416） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成24年9月21日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号416） ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成24年10月4日	○ 異議申立人から意見書を受理
平成24年10月16日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述を実施 ○ 審議
平成24年11月16日 （第二部会）	○ 審議
平成24年12月11日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成25年1月22日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成25年2月20日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成25年3月1日 （第65回審査会）	○ 答申案審議
平成25年3月5日	○ 答申